

法適合確認業務委託契約書（案）
法適合確認業務委託契約約款（案）
（構造設計に係る法適合確認業務）

法適合確認業務委託契約書(案)

法適合確認業務委託契約約款(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

目 次

法適合確認業務委託契約書 (案)	I
(構造設計に係る法適合確認業務)	
法適合確認業務委託契約約款 (案)	II
(構造設計に係る法適合確認業務)	

法適合確認業務委託契約書(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

印 紙

法適合確認業務委託契約書（案）

（構造設計に係る法適合確認業務）

委託者.....を甲とし

受託者.....を乙として

件 名.....の確認業務について、次の条
項と添付の法適合確認業務委託契約約款に基づいて、法適合確認業務委託契約を締結
する。なお、この契約書の用語の定義は、特段の記載がない限り、添付の法適合確認
業務委託契約約款の定義による。

1. 建 設 地.....

2. 建築物の用途・構造・規模

.....
.....

3. 委託業務内容（確認業務の対象とする図書及び書類並びに確認業務の範囲）

別紙文書等目録記載のとおり（確認業務の対象とする図書及び書類に追加ま
たは変更があった場合は、別紙文書等目録も追加又は変更する）。

.....

4. 確認業務を行う担当建築士名

構造設計一級建築士証交付番号 ○○○○○○○○.....

氏 名.....

構造設計一級建築士証交付番号 ○○○○○○○○.....

氏 名.....

5. 確認業務の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6. 確認業務の報酬の額及び支払の時期

	報酬額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）	
委託契約成立時	¥	（¥
.....	¥	（¥
確認業務終了時	¥	（¥
.....	¥	（¥
確認業務の報酬の合計金額	¥	（¥

7. 特記事項

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

この契約の証として本書2通を作成し、甲・乙両者が署名（又は記名）・捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

委託者 住所

氏名 印

受託者 住所

氏名 印

法適合確認業務委託契約約款(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

法適合確認業務委託契約約款(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

目 次

第 1 条〔総則〕	2
第 2 条〔函書及び書類の交付等〕	3
第 3 条〔確認業務の終了〕	4
第 4 条〔権利・義務の譲渡等の禁止〕	4
第 5 条〔秘密の保持〕	5
第 6 条〔再委託及び協力〕	5
第 7 条〔乙の説明・報告義務〕	6
第 8 条〔確認業務の追加・変更等〕	6
第 9 条〔乙の請求による確認業務の履行期間の延長〕	6
第 10 条〔確認業務報酬の支払い〕	7
第 11 条〔乙の債務不履行責任〕	7
第 12 条〔甲の債務不履行責任〕	7
第 13 条〔確認業務の結果に対する乙の責任〕	8
第 14 条〔確認業務における甲の中止権〕	8
第 15 条〔確認業務における乙の中止権〕	9
第 16 条〔解除権の行使〕	9
第 17 条〔解除の効果〕	11
第 18 条〔紛争の解決〕	12
第 19 条〔契約外の事項〕	12

法適合確認業務委託契約約款(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

第1条〔総則〕

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、建築士法（以下「法」という。）第20条の2第2項及び第3項の規定に基づき、この約款（契約書を含む。以下同じ。）の定める業務（以下「確認業務」という。）を内容とする委託契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、所属する1名又は2名以上の構造設計一級建築士（以下「担当建築士」という。）を定め、その者に確認業務を実施させる。
- 3 甲は、乙に対し、この契約に基づいて確認業務の報酬を支払う。
- 4 乙は、甲に対し、確認業務遂行のために必要な情報を得るため、口頭又は書面による回答を請求することができる。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法の規定による。

第2条〔図書及び書類の交付等〕

甲は、乙に対し、確認業務において審査すべき契約書第3項記載の以下の図書及び書類を交付し、必要な説明をしなければならない。

- ① 法第2条第6項の構造設計図書で各葉に設計者の記名・押印があるものの
- ② 建築士法施行規則（以下「規則」という。）第17条の17の2第1項第1号の図書で各葉に設計者の記名・押印があるものの写し
- ③ 規則第17条の17の2第1項第3号の認定書の写し及び磁気ディスク等並びに規則第17条の17の2第1項第4号の書類の写し

2 乙は、前項の規定により図書及び書類の交付を受けた後、速やかにその過不足を確認する。

3 乙は、確認業務の内容を保存するため、第1項第1号の図書の写し（第3条第1項の記載及び記名・押印があるものを含む。）を作成し、当該写し及び第1項のその他の図書及び書類を、この契約の終了後も、保管することができる。

4 この契約を締結した後に、この契約の規定により確認業務において審査すべき図書及び書類を追加又は変更する場合も、前3項と同様とする。

5 確認業務遂行のために必要と認められるときは、乙は、甲に対し、必要な図書及び書類その他の資料の交付を求めることができる。

第3条〔確認業務の終了〕

担当建築士は、前条第1項に掲げる図書及び書類を審査し、法第20条の2第2項の構造関係規定に適合すること（以下「法適合」という。）を確認したとき又は法適合を確認できないと判断したときは、前条第1項第1号の図書の各葉に以下の記載をした上で記名・押印し、乙は、甲に対し、速やかにこれを返却する。

- ① 確認業務を行った範囲
- ② 法適合を確認した旨又は確認できない旨
- ③ 担当建築士が構造設計一級建築士である旨の表示

2 甲は、前項の規定による図書の返却を受けたときには、速やかに、前項に規定する担当建築士の記名・押印等を確認して検収し、乙に対し、検収書を交付する。

3 確認業務は、前項の規定による検収書の交付のとき又は第1項の規定による図書の返却後1か月を経過したときに終了する。

第4条〔権利・義務の譲渡等の禁止〕

甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約に基づき甲から交付を受けた図書及び書類その他の書面及び記録媒体等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

第5条〔秘密の保持〕

乙は、情報が次の各号のいずれかに該当する場合、第6条第2項に基づき第三者に合理的に必要な範囲で情報を開示する場合又は法令に基づき報告若しくは開示を義務づけられる場合を除き、この契約に基づき又は確認業務を行ううえで知った一切の情報を他人に漏らしてはならない。ただし、甲及び建築主の承諾があった場合はこの限りでない。

- ① 乙が知る前に公知であった情報
- ② 乙の故意又は過失によることなく公知となった情報（甲又は第三者が公衆に対し適法に開示の対象とした情報を含む。）
- ③ 乙がこの契約及び確認業務とは無関係に適法に知り得た情報
- ④ 乙が独自に開発した情報

2 乙は、甲の承諾なく、この契約に基づき作成し又は甲から交付を受けた図書及び書類その他の書面及び記録媒体等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第6条〔再委託及び協力〕

乙は、確認業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、確認業務を行うにあたり第三者（乙が雇用する者を除く。以下本項及び次項において同じ。）の協力を得ようとするときは、あらかじめ甲に対し、その協力の概要、その第三者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、協力を得る趣旨を説明し、甲からの書面による承諾を

得なければならない。

- 3 乙は、前項により確認業務を行うにあたり第三者の協力を得た場合、甲に対し、その第三者の協力に基づく行為全てについて責任を負う。

第7条〔乙の説明・報告義務〕

乙は、甲の請求があるときは、確認業務の進捗状況について、甲に説明・報告しなければならない。

- 2 乙は、第3条第1項の規定による図書の返却後に甲の請求があるときは、確認業務の概要について、甲に説明しなければならない。

第8条〔確認業務の追加・変更等〕

甲は、確認業務が終了する前に、確認対象図書等の追加、設計の変更などのため、確認業務の内容を追加・変更しようとするときは、履行期間及び確認業務報酬の変更を含め、乙の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項の承諾をしない場合、甲に対し、その理由を告げなければならない。

第9条〔乙の請求による確認業務の履行期間の延長〕

乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に確認業務

を終了することができないときは、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。

第 10 条〔確認業務報酬の支払〕

甲は、乙に対し、契約書において定めた確認業務報酬を、確認業務の終了後速やかに支払う。ただし、契約書において別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 2 甲乙双方の責めに帰すことができない事由により乙が確認業務を行うことができなくなった場合、乙は、甲に対し、既に遂行した業務の割合に応じて業務報酬を請求することができる。

第 11 条〔乙の債務不履行責任〕

甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

第 12 条〔甲の債務不履行責任〕

乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定

められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

第 13 条〔確認業務の結果に対する乙の責任〕

甲は、第 3 条第 2 項の規定により検収を行う過程において、第 3 条第 1 項の規定に基づく担当建築士による記載、記名・押印等に欠落等を発見した場合、確認業務が終了するまでの間に限り、乙に対し、相当の期間を定めて追完を請求することができる。

2 前項の規定により甲が追完を請求したにもかかわらず、相当期間内に乙がこれに応じない場合、甲は、乙に対し、損害の賠償を請求することができる。

第 14 条〔確認業務における甲の中止権〕

甲は、必要があると認めるときは、乙に書面をもって通知して、確認業務の全部又は一部の中止を請求することができる。

2 甲は、前項により中止された確認業務を再開させようとする場合、その旨を乙に書面をもって通知しなければならない。

3 乙は前項の通知を受けた場合、甲に書面をもって通知して、確認業務を再開しなければならない。

- 4 前項において確認業務が再開された場合、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び確認業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

第 15 条〔確認業務における乙の中止権〕

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、相当の期間を定めて催告しても甲がその状況を是正しないときは、甲に書面をもって通知して、確認業務の全部又は一部を中止することができる。

- ① 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に従って支払うべき確認業務報酬の全部又は一部の支払いを遅滞したとき。
- ② 甲の責めに帰すべき事由により、確認業務が遅滞したとき。

- 2 甲が前項第 1 号の支払いの提供をし、又は第 2 号の定める事由が解消したときは、乙は、甲の請求に応じ又は自ら甲に書面をもって通知して、確認業務を再開しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間及び確認業務報酬の変更並びに乙が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

第 16 条〔解除権の行使〕

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- ① 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に乙が第3条第1項の規定による図書の返却が完了しないと明らかに認められるとき。
 - ② 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - ③ 前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第3条第1項の規定による図書の返却を行うまでの間はいつでも、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- ① 乙が第8条の規定による確認業務の内容の追加・変更を承諾しないとき。
 - ② 第14条又は前条の規定によって確認業務の全部又は一部が中止された場合において、その中止期間が2か月を経過したとき。
 - ③ 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - ④ 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

第17条〔解除の効果〕

前条における契約解除の場合、次の各号のとおりとする。

- ① 乙は、甲に対し、第2条第1項第1号の図書を返却しなければならない。この場合において、当該図書のうち担当建築士が第3条第1項の記載又は記名・押印をしているものがあるときは、乙は、当該記載又は記名・押印を抹消することができる。
 - ② 乙は、甲に対し、契約が解除されるまでの間履行した確認業務の割合に応じた業務報酬（以下「割合報酬」という。）の支払いを請求することができる。
 - ③ 前号において、甲が、各業務報酬の一部又は全部を支払済みの場合（以下甲の支払済みの業務報酬を「支払済み報酬」という。）であって、割合報酬の額が支払済み報酬の額を超えるときは、乙は、甲に対し、その差額の支払を請求することができ、割合報酬の額が支払済み報酬の額に満たないときは、甲は、乙に対し、その差額の返還を請求することができる。
- 2 前条第1項に基づく契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。
 - 3 前条第2項又は第3項に基づく契約解除の場合、第1項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。

第 18 条〔紛争の解決〕

甲又は乙は、この契約に関する甲乙間の紛争について、民事訴訟法に基づく訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申立て等を行うことができる。

第 19 条〔契約外の事項〕

この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

平成21年度

改正建築士法 講習会

法適合確認業務委託契約書(案)

法適合確認業務委託契約約款(案)

(構造設計に係る法適合確認業務)

平成21年4月24日発行

編集 財団法人建築技術教育普及センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地

神楽坂1丁目ビル6階

TEL : 03-3513-7889 (代表)

<http://www.icas.or.jp/>

Printed in Japan

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。